## 令和5年度 和歌山県消費生活審議会会議録

- 1 開催日時及び場所令和5年11月21日(火) 13:30~15:00和歌山県薬剤師会館 4階 大会議室
- 2 委員の現在人数と出席者名 委員の現在人数…15名

【出席者氏名】

岡崎 裕 委員

東 紘資 委員

浅田 真理子 委員

森田 拓哉 委員

石井 幸代 委員

小林 昭子 委員

玉井 勝代 委員

藤井 延子 委員

山路 さよ子 委員

坂口 博之 委員

成瀨 静夫 委員

成戸 文子 委員

脇田 保美 委員 以上13名

3 事務局出席者

山本 環境生活部長

吉冨 県民局長

加藤 県民生活課長

深海 消費生活センター所長 他担当課職員

## 4 議題

和歌山県消費者教育推進計画の進捗状況について 和歌山県消費生活センターにおける消費生活相談状況について 消費者トラブル対策動画について

5 傍聴者

なし

## 6 議事概要

の 競争	内容
, , , , ,	1 開会
	和歌山県環境生活部長 挨拶
	2 議題①和歌山県消費者教育推進計画の進捗状況について
	事務局から資料1~4に基づき、報告した。
	委員からの意見等については、以下のとおり。
東副会長	学校への講師派遣について、特に昨年度より基本的に参加クラスや講座への派遣数
	が少ないのですけど、これは8月末段階だから実績が少ないのか、実際には今年度の
	予定としては、もう去年よりも下回ることがわかっている状態なのか、どちらでしょ
	うか。
事務局	8月末現在の数字になっていますが、 これは、今年度の予定として申し込みを受
	けた数字ですので、昨年度の数字からはやや低い数字にはなっているという状況で
	す。昨年度は46校という状況ですが、令和3年度や令和2年度は、30校程度という
	ことであったので、特に昨年度が成年年齢引下げなどもあり、各学校において、この
	講師派遣を活用いただいた部分があるのかなという風に考えているところです。この
	制度は、消費者教育の中でも大事な取り組みと考えていますので、より広くご活用い
	ただけるように、教育委員会とも連携して、広げていきたいと考えているところで
	す。
岡崎議長	今のご質問について、私からも伺いたいのですが、 例えば派遣要請があった学校に
	対して派遣をするということですが、そもそも、派遣要請があるためには、一定の広
	報というか、働きかけが必要だと思うのですけど、その辺りいかがでしょうか。
事務局	消費者教育支援事業ということで、周知しているところですが、毎年、年度始めの
	4月頭に、教育委員会等を通じて、各学校に広報をしてもらっている状況です。
	そして、さらに申込みが少ないということもありましたので、途中でもう1度周知
	ということで、夏締め切りぐらいで、もう1度周知を図ったところです。ある程度、
	申込みをいただいてから、日程や内容調整で時間がかかるということもありますので、
	何度も、年度末まで伸ばして募集ができない状況でありますので、年2回ぐらい募集
	をしているところですが、この周知方法については、いつから始めるのがいいのかと
	いうことなどを、教育委員会とも調整し、より周知していきたいと思っております。
藤井委員	2点あるのですけども、1つ目は、1ページの学校への講師派遣についてです。外
	部講師の派遣とあるのですが、どのような外部講師を派遣しているのでしょうか。
	2 つ目は 4 ページに、見守りネットワークの構築支援ということで市町村を訪問支援
	すると書かれていますが、設置数 11 市町というのは伸びていない状況です。全国的
	には11という2桁の数字はいい結果だと思うのですが、訪問した際の市町村の考え
	について教えてください。
事務局	1点目の学校への外部講師の派遣についてですが、内容によって、消費者啓発系で
	あれば、消費生活センターの消費生活相談員、また、金融関係ということであれば、
	県の金融広報委員会の金融広報アドバイザーの方、食育関係のメニューは県栄養士
	会、その他、環境学習をしたいというような話があれば、 県の環境生活総務課の方

で、環境学習アドバイザーの派遣制度をやっていますので、そちらに繋ぐような形を しています。また、外部ではないですけれども、食口ス関係というような要望があっ た場合には、県の担当課の職員である、循環型社会推進課の職員に依頼をしていると ころです。

2点目の見守りネットワークの関係ですが、おっしゃっていただいた通り、現在、令和4年度で1つ増えたという状況であるところですけれども、市町村へ聞き取りに行っている中では、現状、福祉部局と消費行政部局の連携は、現場ではある程度とれている。実際、福祉部局の方が見守りをする中で、消費の被害があるのではないかと気付いた場合に繋ぐような、中の連携というのは取れているようですが、いざ、この協議会という組織を作るということに対して、福祉部局の方でも負担感をお持ちというようなことがありまして、なかなかちょっと進みにくいという側面もあるかと思います。実際にお聞きする中ではそういうところですけれども、ただ、この協議会を設置いただくことによって、この見守り体制の強化と言いますか、より制度としてできる、というところが、強いところかと思っておりますので、引き続き、市町村に対しては、先進事例などを紹介させてもらうことで、働きかけを続けていきたいと思っております。

## 岡崎議長

質問になるのかはちょっとわからないのですけれども、この推進計画というのが今年出来上がったものなのですけれども、これよく見ますと、大きな課題として、今回の報告にもありますように、消費者教育の担い手育成事業という言葉が、何度か再掲も含めて現れるわけですね。この担い手育成事業という言い方をした時に、例えば、この報告では学校などに講師を派遣した、派遣する行為が担い手育成事業だと記載されていますが、ちょっと微妙にずれがあるような気がするのです。例えば、ここに書かれている事業であれば、消費生活サポーターに対する情報提供というのは担い手育成になると思います。

また、学びの丘が実施されている研修ですね。これもまた教員なわけですから、各 学校に戻られてそういうようなことを伝えていただくという意味では担い手を育成し ているということになると思うのですが、ところが、同じ言葉で出前授業そのものを 担い手育成事業と記載されており、混乱が見られるように思われますので、これはき っちりと整理をしていただいた方がいいのかと思っています。去年から私も関わった 推進計画なのですけれども、私の個人的なイメージというのが、例えば社会循環とい うのがあって、特に私は大学教員ですので、教員養成をやっている手前、自分が教え ることが教員を育成する、担い手を育成するという構造になるわけですね。その感覚 でいた時に、例えば 高校生に対して出前授業をすることが、彼らが、じゃあ今度次 の世代を教えてくれるのか、育ててくれるのかというところまで視野に入っているの かどうかですね。まあ、これは単なる分類上のものなので、そこまで厳密ではないか とは思うのだけれども、しかし、やはり言葉として、担い手育成と謳うからには、や はりその辺りの地域におけるリーダーの可能性であったり、高校生であったとして も、例えば、小中連携、中高連携といったような、地域の中でもある種の、ピアラー ニングの形ですね。次の世代を育てていくマンパワーとして、その人たちをまさに、 消費者教育の担い手として認め、そして彼らを育てていくのだという視点の中で、こ れは使っていくべき言葉なのかなという風に私は思っていました。ちょっとその辺り が、中間報告ではありますが、混乱というか、混同が見られるなという印象です。

	質問でもないのですけども、感想を申し上げさせていただきました。
事務局	この担い手育成事業の表記ですが、おっしゃっていただいた通り、分かりづらいと
	ころかと思いますが、講師派遣制度を、デモ授業という位置づけにしていまして、生
	   徒さんへの授業ではありますが、学校の先生にデモ授業を見ていただいて、 学校の
	│ │ 先生も育成しているというようなイメージを持っております。ですが、分類がややこ
	しいという部分はあるかと思いますので、検討してまいります。
	議題② 和歌山県消費生活センターにおける消費生活相談状況について
	事務局より、資料5-1、5-2に基づき報告した。
	委員からの意見等については、以下のとおり。
岡崎議長	ホットな消費者見守りニュースということで、現在進行形の内容について、時を置
	かず、周知啓発を図っていくという、こういう取組は非常にいいなという風には思う
	んですけれども。ただ、これを拝見するのが初めてでして、実は私も和歌山県民なん
	ですけれども、せっかくのいい取り組みをどのように周知されているのか、実際県民
	に対して、どのような形でこう届けているのか。教えていただけますでしょうか。
事務局	これは毎月1回発行しており、1回約1万部発行しています。それを市町村である
	とか、県内全ての警察署、先ほどあった消費生活サポーターなどの消費者教育を担っ
	ていただく方たちにも配布しています。その方たちに近所とか、会合で紹介してもら
	ったり、他にも郵便局等にも送付させていただいたり等、様々な場所で活用いただい
	ています。発行部数が約1万部ということもあり、県民の友のように、全戸配布とい
	うわけにはいきませんけども、このような周知、配布をしている状況です。
岡崎議長	例えば、回覧板などはどうなのでしょうか。私は結構、回覧板を見る方なんですけ
	れども、とてもアナログではあるんですけれども、やはり、一定のメディアとしての
	効果ってあると思うんです。回覧板がどの程度回るかもしれませんけれども、少なく
	ても10件、20件に共有できる資料になると思うので、例えば、そういうような手立
	てがあるのであれば、そういうのがいいのかなという風に個人的に思った次第です。
脇田委員	相談件数がこれだけですけども、相談していない人や泣き寝入りして勇気が出ずに
	相談できない人、もうええわっていう人もいますよね。この相談した人がすごいなと
	思いました。
事務局	おっしゃる通りで、5月の消費者月間の際に、駅前等で街頭啓発を実施し、消費生
	活センターに相談するための電話番号としては 188 というものがあることや、この電
	話番号をいややと覚えてもらって、何かあったら相談してくださいと呼びかけていま
	すが、県消費生活センターに寄せられる相談の 5000 件というのは消費者被害の氷山
	の一角だと考えられます。寄せられる消費生活相談の件数というのは、消費者被害全
	体の数パーセントしかないと考えられており、本当は、相談件数の何倍も消費者被害
	に遭っている人がいますが、相談をしてくれる人はごくわずかでほとんどの人が泣き
	寝入りしているのです。
	だから、消費生活センターに相談してねと呼びかけ、まずは消費生活センターの存
	在を知ってもらうということが大事と思い、啓発活動等を実施していますが、なかな
	か難しい状況です。

	議題③ 消費者トラブル対策動画について
	事務局より資料6に基づき、説明した。
	委員からの意見等については、以下の通り。
東副会長	YouTube の広告というのは、動画を見ようとしたら強制的に流れる広告というも
	のでしょうか。5秒、10秒でスキップできるようなものでしょうか。
事務局	画面上に、自動的に流れているというようなものを想定しており、全体で15秒ぐ
	らいのCMを作り、最後の方を見るとさらにクリックして動画に行く想定です。
東副会長	学生以外だとこういう情報を提供する場がないので、一般社会人向けとしては、こ
	ういう手法しかないのかなと思っています。まさにそれを実行されるということで、
	大変興味があります。ちなみに、2月から3月の2か月で1回やってみて、また反応
	を見てというところでしょうか。また、差支えのない範囲で、この 2 ヶ月間、広告掲
	載で費用はいくらぐらいでしょうか。
事務局	100 万件が表示されるということではあるのですけど、どれだけ見ていただけるか
	っていうのは、ちょっとやってみないとわからないところがあります。またその状況、
	反応も見ながら広告の手法を考えていきたいと思っております。
	また、費用については、全体になるのですが、国の交付金を活用させてもらっている
	ところなのですけど、この動画作成も含めて 500 万ほどの予算でやっているところで
	す。
東副会長	結果次第ではまた、何度かしてみるっていうところでしょうか。
事務局	来年度の事業の中でも考えていきたいという風に思っております。
岡崎議長	以上をもちまして、本日の議題を終了とさせていただきます。